

○国立大学法人筑波技術大学副学長選考規程

〔平成17年10月3日〕
規 程 第 39 号

国立大学法人筑波技術大学副学長選考規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)

第5条の規定に基づき、副学長の選考基準及び任期については、この規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 副学長の選考は、学長が行う。

(副学長の資格)

第3条 副学長は、人格が高潔で学識に優れ、かつ、教育行政に関し識見を有し、本学の理念に深い理解を有する者でなければならない。

(任期)

第4条 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、副学長の任期の終期は、当該副学長を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

(規程の実施及び解釈)

第5条 この規程の解釈について疑義があるときは、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。